

(別記)

令和５年度只見町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

(１) 地域の立地条件

本町は、福島県の南西に位置し越後山脈を隔てて新潟県に接している。総面積は、747.56 k m²と広大で、標高 1,500m～1,800mの高山に囲まれ只見川と伊南川の流域を中心とした比較的標高の低い地域に集落と農地が点在している。町の総面積のうち山林原野が約 9 割を占め、農地面積は約 600 h a と少ない。

人口は、令和 2 年の国勢調査で 4,040 人となっており、平成 27 年調査から 430 人の減となった。

交通は、町の中心部を国道 252 号と国道 289 号が交差して走り、これに県道と町道が接続している。

県庁所在地である福島市へは 151 k m (車で 3 時間)、首都圏へは 261 k m (高速道を使用して車で 4 時間) の地点にある。

気候は、日本海型の内陸性気候で山間高冷地特有の気象になっており、季節の変化及び昼夜の温度差も大きく、年平均気温は 10 度となっている。積雪は 2m～3m と多く特別豪雪地帯に指定されている。

(２) 地域農業の特性

本町の販売農家の構成は専業農家よりも兼業農家の占める割合が非常に高く、農業従事者の高齢化率(65 歳以上)は 40%を超え、年々高くなっている。農業後継者や担い手の減少が懸念されているが、園芸作物を志向する後継者、U ターン、I ターンなどの新規就農者などが少しずつではあるが増加しつつある。

農業経営は水稻が中心であるが、山間高冷地という冷涼な気候を生かした夏秋トマト、アスパラガスなどの野菜や、りんどう、カスミソウ、スターチスなどの花卉類等の園芸作物との複合経営が多くなっている。反面、条件の悪い山間地や遠隔地、湿田、小区画圃場などは耕作を放棄する所が目立つようになり、遊休農地が増加しつつある状況である。

約 50 年前から農地の基盤整備を実施しているが、現在の大型化した農業機械を使用するにあたり、水田への入口が狭いことや耕土の減少等が農地集積を行なう際の課題となっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

(１) 重点振興作物(一般・土地利用型)

農業を看板に掲げ、町外者の U I ターン者を受け入れる取り組みを行なってきた当町において、所得率の高い農作物を重点振興作物として扱ってきた。

重点振興作物に位置付けられた作物はいずれも水稻よりも換金率が高く、その作物を基幹とし、生業とする U I ターン者がいる。

重点振興作物を基軸とし、U I ターン者の町内への定住促進や農家の所得向上策の一手として取り組んでいくためのトマト・アスパラガス・りんどう・カスミソウ・スターチス・しゃくやくについては、「一般重点振興作物」と定める。

また、重点振興作物の中でも比較的土地利用の拡大が図りやすい「えごま」については、「土地利用型重点振興作物」と定め、生産工程上の労働時間縮減を図り作付拡大をすることで、遊休農地の予防・解消に努める。

降雪の影響により作付から収穫の期間が短く、降雪の無い地域に比べ農業収入を得る期間が短いことに併せて、他地域よりも除雪等の管理経費が嵩む傾向にあることから、経営支援の1つとして、JA会津よつば等の指導の下、産地交付金の活用により、効率的かつ市場ニーズに合った営農の取組みを行なう。

・重点振興作物（一般・土地利用型）の出荷条件

重点振興作物は、長い年月と労力を掛けて培ってきた高い品質やブランド価値を維持するため、業者又は農産物の品質・出荷規格が定められたインターネット販売サイト等での販売を促し、業者又は第三者等による品質の調製や検査等を受けるものとする。

（２）振興作物

高齢化が進む当町において、高齢者世帯においては手が回らない等の理由により重点振興作物を敬遠する農家もある。その状況を考慮したうえで農家への支援を行なわなければ、耕作意欲が減少し、遊休農地が増加する恐れがあることから、重点振興作物以外で農家収入が発生する農作物を振興作物として扱うことで、農家の作付け意欲を喚起し、作付面積の拡大を図る。

（３）環境に優しい農業への取組

緩効性肥料に使われているプラスチック被膜が水田から河川に流れ、海を汚染していることが全国的に問題となっている事から国では『みどりの食料システム戦略』を策定し、農薬、化学肥料の投与量を減らした環境に優しい農業を行うよう求めている。

当町は平成26年にユネスコエコパークに登録され、小・中・高校生はESD、海洋教育にも力を入れている。

令和4年度については、マイクロプラスチックを使用しない、水稻初期一発施肥による実証実験を実施した結果、実施した農家からはこれまでの肥料と同様の収量で、遜色なく使用できたとの評価だった。

1年だけでは分析データとしては不十分であることから、令和4年度に引き続き、令和5年度においてもマイクロプラスチックを使用しない、水稻初期一発施肥による実証実験をしたい。現在その技術を日本で唯一有している、茨城県神栖市にある太陽肥料㈱から肥料を購入し蒲生2戸、黒谷1戸、小林3戸、大倉1戸、梁取1戸、二軒在家1戸の9農家の圃場で実施し、生育状況、収量、土壌を観察・分析し、収量を保ちつつ環境に優しい農業の振興を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

（１）地域の農地のあり方

当町も他地域同様、多くの遊休農地が存在している現状であるため、農業委員会と協力し、現況に合わせ、水田の遊休農地を畑地化する支援を、町補助事業により実施している。再生協議会では、平成28年度から町補助事業の「畑地有効活用支援事業」を実施している。これは、畑に農作物を作付けし販売した場合に、産地交付金と同額を農家に交付している。年々事業費も増加している。これらにより畑地化を支援していく。

※令和4年度実績額 2,402,000円

（２）水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の水張りルールの見直しにより、令和４年度以降５年間に一度も水張りがされない農地は、交付対象としないこととなる。このため、転換作物が固定化している水田については、今後畑地化を進めていくことが求められる。

これに合わせ国において令和４年度補正で畑地化促進事業を新設したことから、この事業に取り組み水田を畑地化して本作化に取組む農業者に対して支援をしていく。

毎年、水田の利用状況の確認を実施しているが、作付体系が数年以上畑作物の田が多い。生産者の労働力に合わせた対応が必要であるため、水田のまま維持するのか畑地化するのか生産者に聞き取りを定期的に行ない、活用可能なほ場を絞り込み、効率的に有効利用を促していく。

生産者の聞き取り結果として、りんどうは田の転作に適している。りんどうを５年程度栽培した後、水稻を栽培している農家が多いため、今後も推進する。

（３）地域におけるブロックローテーション体系の構築

水稻と転換作物のブロックローテーションの推進を行なうため、人・農地プランにおける地域の話し合い等の場にて議題に挙がるよう促し、耕作者の意識醸成を図る。

4 作物ごとの取組方針等

（１）主食用米

- ① 本町は山間高冷地という立地条件から安定した生産は厳しい状況にあるが、立地条件に適した品種の導入を図るとともに、本町の持つ豊かな自然環境、清涼で豊富な水を活かした安全・安心な米づくりを基本として次の取り組みを行う。
また、米の出荷においては、町内米穀店の全量買い取りの扱いを今後も継続するよう働きかけると共に町内の米販売業者への販路拡大等を支援する。
- ② 品質、食味、安全性を重視し消費者ニーズに合った米づくりのため、栽培基準に基づく生産と生産履歴記帳を徹底するとともに、豊かな自然と清涼な水、重金属汚染や放射性物質による汚染が無い等の安全・安心をPRする。
- ③ 特別栽培米、有機栽培米は、すべて認証制度の認証を得るように指導し、実需者との契約栽培による販売先を確保した取り組み、ブランド化を目指す。
- ④ 南会津郡内の酒造業者との連携による酒造好適米の生産を推進する。
- ⑤ 町内産の酒造好適米で焼酎を生産し、販売を推進する。
- ⑥ 町内の旅館・民宿、学校給食等への地元産米の供給を推進する。
- ⑦ ユネスコエコパークに登録された当町において、自然環境に配慮した特色ある栽培方法を計画し、地域ブランドを利用した販売促進を行なう。
- ⑧ 令和３年に購入した食味分析計を活用し町内の食味値を計り、ふるさと納税の返礼品としたい。

(2) 備蓄米

農家の意向を確認し、認定方針作成者等の落札状況に応じて推進する。

(3) 非主食用米

主食用米の米価下落による農業経営の不安定化が想定されることから、飼料用米等の需要に応じた非主食用米の米づくりが必要となってくる。

大規模な水稻作付農家を中心に非主食用米の作付拡大を推進し、経営所得安定対策等交付金による農業経営の安定化を図る。産地交付金や県補助金を利用し、JAと協力し米価下落対策として、飼料用米などの非主食用米への転換を推進する。

ア 飼料用米

需給調整推進のための選択肢として位置づけ、県域での産地交付金を活用し需要に応じて作付けの推進に取り組む。

飼料用米は、令和元年度は8ha、令和2年度は17ha、令和3年度は43ha、令和4年度は50haと増加傾向にある。コロナ禍による米の需要減から、需給状況の調整が必要になるため、大規模農家を中心に多収品種による作付拡大を推進する。令和5年度には一般品種及び多収品種による作付面積合計55haを目指す。

イ 米粉用米

令和3年度に1農家が、1.1haを新規に取組み、町外業者が只見町産を使用し米粉麺を製造販売した。令和4年度はさらに面積を1.6haに拡大した。只見町農業再生協議会にて、さらなる転換を推進する。

ウ 新市場開拓用米

該当なし

エ WCS 用稲

該当なし

オ 加工用米

該当なし

(4) 麦、大豆、飼料作物

大豆の作付が減少傾向にあるので支援していく。現在専用の刈り取り機械がなく刈り取りが難しいのが現状であるが、そばの受託組合で受託できないか検討していく。

麦及び飼料作物については該当なし。

(5) そば、なたね

当地域は古くからそばが栽培されており、地域内の需要も多いことから、土地利用型作物として定着してきた。乾燥した土地を好むため、畑地及び条件の良い転作水田への導入を行なう。

収穫作業については共同利用機械による受委託作業を促進し、省力化、コスト低減を図る。

作付け拡大の大きな課題であった乾燥・調製作業の軽減化については、町とJA等が共同で立ち上げる乾燥・調製施設において乾燥・調製作業を受託し、農家が安心してそばの作付け拡大が図れる環境を整備する。

販売については地域内実需者を主体として安定的な販売を行う。

産地交付金を活用し、排水対策（溝切り等）や乾燥・調製機器利用による玄そばの品質の向上・安定化及び農産物検査の受検を促し、品質向上及び収量増に向けた営農指導をＪＡ会津よつば等と共同で行う。

昭和６０年頃、川俣町の方が只見町の古民家を解体した際に、天井裏からそばの実が発見された。平成２６年度にこのそばの実を只見町で譲り受けることになり、数年栽培されてきた結果、令和元年度に安定的な収量を確保できるようになった。「只見天領そば」と命名され、現在梁取地区において生産されている。令和４年産のそばは新そばまつり等のイベントや季の郷湯ら里で提供されている。今後も引き続き商品化とブランド化に向けて推進する。

なたねは、該当なし。

（６）地力増進作物

取組なし

（７）高収益作物

トマト、アスパラガス、りんどう、カスミソウ、スターチス、しゃくやく、えごまを支援していく。特にトマトは令和５年から梁取地区で圃場整備の面工事が開始される。それに伴い、現在、点在しているトマトハウスを集約する計画となっている。これを機に増反を図りたい。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

7 産地交付金の活用方法の概要

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和5年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	324	0	322	0	322	0
備蓄米	30.9	0	29	0	29	0
飼料用米	50.6	0	45	0	45	0
米粉用米	1.6	0	1.1	0	1.1	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	0	0
WCS用稲	0	0	0	0	0	0
加工用米	0	0	0	0	0	0
麦	0	0	0	0	0	0
大豆	0	0	0.3	0	0.3	0
飼料作物	0	0	0	0	0	0
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	4.1	0	6.1	0	6.1	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	0	0	0	0
高収益作物	19	0	26.3	0	26.3	0
・野菜	10.1	0	15.3	0	15.3	0
トマト	8.1	0	10.3	0	10.3	0
アスパラガス	0.5	0	0.7	0	0.7	0
その他	1.5	0	4.3	0	4.3	0
・花き・花木	7.8	0	8.6	0	8.6	0
りんどう	5.8	0	5.6	0	5.6	0
カスミソウ	0.3	0	0.3	0	0.3	0
スターチス	0.1	0	0.1	0	0.1	0
しゃくやく	1.4	0	1.3	0	1.3	0
その他	0.2	0	1.3	0	1.3	0
・果樹	0	0	0	0	0	0
・その他の高収益作物	1.1	0	2.4	0	2.4	0
えごま	1.1	0	2.4	0	2.4	0
その他	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
畑地化	0	0	8.8	0	8.8	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	野菜 トマト アスパラガス 〔 花き・花木 りんどう カスミソウ スターチス しゃくやく 〕 （基幹作物）	一般重点振興作物助成	作付面積	令和4年度 8.6ha 令和4年度 7.6ha 計 16.2ha	令和5年度 11.0ha 令和5年度 7.3ha 計 18.3ha
2	えごま （基幹作物）	土地利用型重点振興作物助成	作付面積	令和4年度 1.1ha	令和5年度 2.4ha
3	野菜 花き・花木 （基幹作物）	振興作物助成	作付面積	令和4年度 1.5ha 令和4年度 0.2ha 計 1.7ha	令和5年度 4.3ha 令和5年度 1.3ha 計 5.6ha
4	そば・えごま （基幹作物）	機械乾燥調製作業助成	取組面積 労働時間の軽減	令和4年度 3.8ha 令和4年度 0ha 令和4年度 7日/10a	令和5年度 6.1ha 令和5年度 1.0ha 計 7.1ha 令和5年度 5日/10a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 福島県

協議会名: 只見町農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	一般重点振興作物助成	1	15,000	トマト・アスパラガス・りんどう・カスミソウ・スターチス・しゃくやく(基幹作物)	作付面積に応じて支援
2	土地利用型重点振興作物助成	1	15,000	えごま(基幹作物)	作付面積に応じて支援
3	振興作物助成	1	8,000	野菜・花き・花木(対象とする作物は別紙振興作物リストに定める作物)(基幹作物)	作付面積に応じて支援
4	機械乾燥調製作業助成	1	6,000	そば・えごま	乾燥調製作業の機械化、有害鳥獣被害防止等

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。